

FAXニュース



OMIYA

JR東労組大宮地本
2018年1月25日
No. 102

本部より 緊急事態宣言発出!!

各職場で「留保」の勤務発表が!!

緊急事態宣言

3・6協定の締結を拒否する会社を絶対に許さない！

1・2地本の統一闘争で断固闘い抜こう！

本日、勤務指定日を迎える。まだ3・6協定が締結できない「異常事態」がつくり出されている。会社は、私たちの主張を全く受け止めることなく、「留保」の勤務指定を一方的に指示し、職場を混乱に落とし込んでいる。この会社の姿勢は断じて認めることはできない。

JR東労組は、組合員の命と健康を守り抜き、3・6協定違反の根絶を目指して一步も引くことなく「破棄条項・1年締結」を会社に強く迫ってきた。

会社は、今回の3・6協定締結にあたり「鉄道事業を安定的に遂行するために、破棄条項があることで協定を失効する可能性がある」という見解を明らかにした。これは会社が主張する1年締結を我々に「飲み込み」と言わんばかりの姿勢である。自分たちの犯した労働基準法違反の事実を反省するどころか、「破棄条項は労使の信頼関係を壊すものである」とまで言い放ち、問題の本質を意図的にそらし、締結しないJR東労組が信頼関係を壊しているかのように描き出しているのだ。

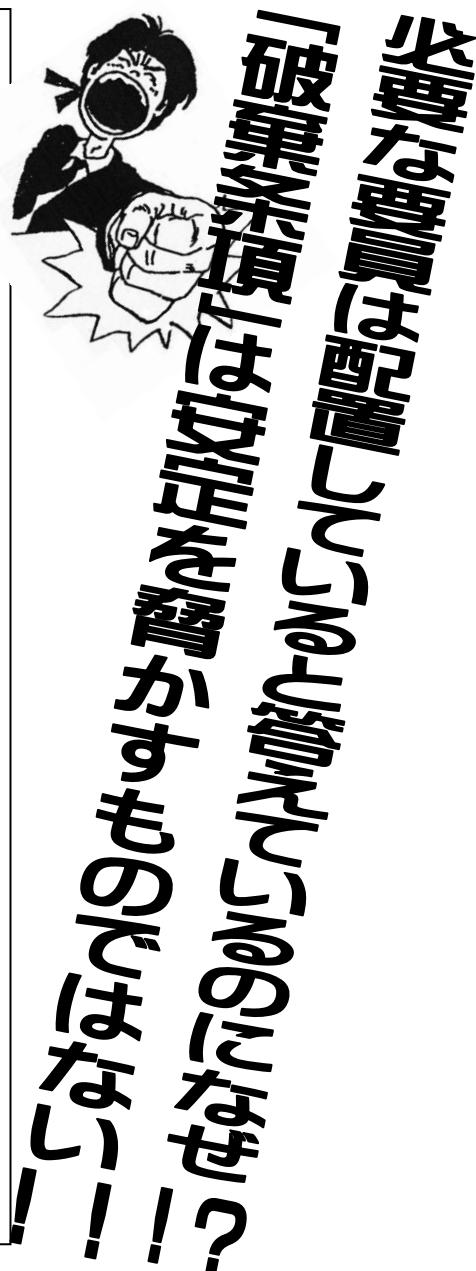
長野地本では、会社が不誠実な対応を謝罪し、交渉を再開したにも関わらず、その後の交渉で不払い労働の実態を認めず、3・6協定違反を放置している。さらに水戸地本では、駅での要員不足を覆い隠すばかりか、時間外労働の常態化を正当化し、3・6協定違反を繰り返そうとしている。

現場で奮闘する組合員の声に一切応えず、傲慢な姿勢で3・6協定の締結を拒否する会社を断固許することはできない！二度と3・6協定違反を発生させないためには、労働基準法の遵守を定める「破棄条項・1年締結」以外に選択肢はない。

会社は職場の声に誠実に応えるべきだ！
労働基準法違反の「留保」の勤務指定を直ちにやめるべきだ！
我々の要求を受け入れ、
破棄条項・1年締結を直ちに判断すべきだ！

会社の「ご都合主義」を断固許さず、1・2地本の統一闘争で全職場から労働基準法違反を根絶しよう！そして、組合員の命と健康を守るために全組合員が決起し闘い抜こうではないか！

2018年1月25日
東日本旅客鉄道労働組合



会社の「ご都合主義」を許さず

組合員の命と健康・生活を守るために全組合員でたたかい抜こう！！